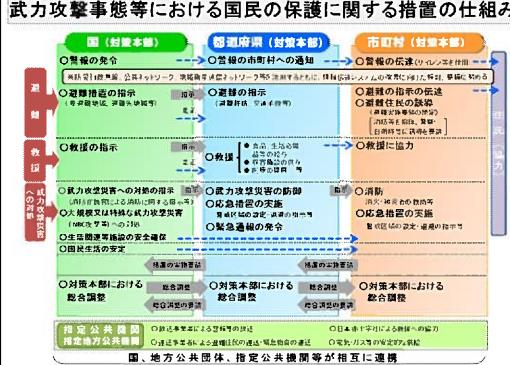
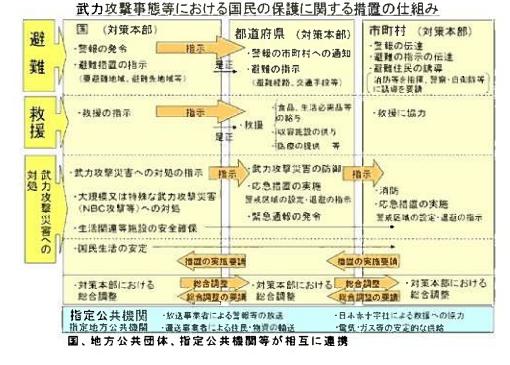


資料3

国民保護に関する川口市計画 (新旧対照表)

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更理由
1	P1	第1編	第2章		計画の策定・経緯	第2次世界大戦から <u>70</u> 年以上を経過し、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、	第2次世界大戦から60年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、	時点修正
2	P2	第1編	第2章		計画策定の背景・経緯	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「武力攻撃事態対処法」という。)平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「武力攻撃事態対処法」という。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	改称があったため、変更
3	P4	第1編	第3章	一つ目の○	計画策定に当たっての基本的な考え方	○ 要配慮者の保護 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。	○ 災害時要援護者の保護 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の積極的な避難・救援対策を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更
4	P4	第1編	第3章		計画策定に当たっての基本的な考え方	○ 外国人への国民保護措置の適用 市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。		県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記
5	P5	第1編	第4章	第2節	社会的特性	本市の人口は、平成31年4月1日現在、住民基本台帳及び外国人登録者数604,675人、世帯数286,887世帯、人口密度は、 <u>9.760人/km²</u> と60万人を超える中核市で、県下第2位の都市となっている。	本市の人口は、平成24年4月1日現在、住民基本台帳及び外国人登録者数579,308人、世帯数261,535世帯、人口密度は、 <u>9.348人/km²</u> と50万人を超える県下第2位の都市となっている。	時点修正

6	P6 第1編 第5章 国民の保護に関する措置の全体の仕組み		 <p>国資料(国民保護措置の仕組み)との整合</p>	
7	P6 P7 第1編 第5章 第1節 市の責務	<p>(1) 基本的事項 ①(略) ②(略) ③ 市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p>	<p>(1) 基本的事項 ①(略) ②(略) ③ 当該地方公共団体の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p>	字句修正
8	P7 P8 第1編 第5章 第1節 <参考>国の責務	<p>(2) 国が実施する主な措置 ① 警報の発令、避難措置の指示 ② 武力攻撃事態等の情報の提供 ③ 救援の指示、応援の支持、安否情報の収集・提供 ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示 ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置 ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃(NBC攻撃)により生ずる汚染拡大を防止するための措置 ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置 ⑧ 生活関連物資等の価格安定等国民生活の安定に関する措置 ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p>	<p>(2) 国が実施する主な措置 ① 警報の発令 ② 武力攻撃事態等の情報の提供 ③ 避難措置の指示、救援の指示・支援 ④ 放射性物質等(NBC災害)による汚染への対処 ⑤ 原子炉等による被害の防止 ⑥ 危険物質等に関する危険の防止 ⑦ 感染症等への対処</p>	県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正

9	P8	第1編	第5章	第1節	県の責務	(2) 県が実施する主な措置 ① 警報の市町村長等への通知	(2) 県が実施する主な措置 ① 警報の市町村への通知	文言修正	
10	P11	第1編	第5章	第7節	武力攻撃等の様態と留意点	<p>第7節 武力攻撃等の態様と留意点</p> <p>1 武力攻撃事態の特徴と留意点</p> <p>(1) 着上陸侵攻の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において市民の避難を行うことも想定される。</p> <p>イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>② 留意点</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>			県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正

11	P11	第1編	第5章	第7節	武力攻撃等の様態と留意点	<p>(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p> <p>イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾(以下「ダーティボム」という。)が使用される場合も考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、市(消防機関を含む)と県、警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事による緊急通報の発令を受け、市長(又は県知事)は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う。</p>		県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正
----	-----	-----	-----	-----	--------------	---	--	----------------------------

12	P12 第1編 第5章 第7節	武力攻撃等の様態と留意点	<p>(3) 弾道ミサイル攻撃の場合 ① 特徴 ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国(又は市)に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限化され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>② 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に市民が適切な避難行動をとことができるように、国及び県と連携し全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p>		県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正
----	-----------------	--------------	---	--	----------------------------

13	P12 第1編 第5章 第7節	武力攻撃等の様態と留意点	<p>(4)航空攻撃の場合 ① 特徴 ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>② 留意点 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>		県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正
----	-----------------	--------------	---	--	----------------------------

14	P13 第1編 第5章 第7節	武力攻撃等の様態と留意点	<p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>(イ) 河川上流自治体のダムの破壊等</p> <p>イ 留意点</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>(イ) ダムが破壊された場合の主な被害 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p> <p>② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</p> <p>(イ) 列車等の爆破</p> <p>イ 留意点 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>		県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正
----	-----------------	--------------	---	--	----------------------------

15	P13 第1編 第5章 第7節	武力攻撃等の様態と留意点	<p>(2)攻撃手段による分類 ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ア 事態例 (ア)ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 (イ)炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 (ウ)市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 (エ)水源地に対する毒素等の混入 イ 留意点 (ア)放射能の拡散 ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 (イ)生物剤(毒素を含む)による攻撃 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p>		県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正
----	-----------------	--------------	---	--	----------------------------

16	P14	第1編	第5章	第7節	武力攻撃等の様態と留意点	(ウ)化学剤による攻撃 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。 ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 ア 事態例 (ア)航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ (イ)弾道ミサイル等の飛来 イ 留意点 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。		県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正
17	P15	第2編	第1章	第1節	通信の確保	住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、 (略) このため、市は、全国瞬時警報システム(JーALERT)、緊急情報ネットワークシステム(EmーNet)の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、 (略) このため、市は、全国瞬時警報システム(JーALERT)、緊急情報ネットワークシステム(EmーNet)の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	県の国民保護計画との整合を図るため新たに記述
18	P17	第2編	第3章		警報の住民への周知	(2)市は、全国瞬時警報システム(JーALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。	(2)地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。	県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正

19	P18	第2編	第4章	第1節	1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項	なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。	なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更
20	P18	第2編	第4章	第1節	2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成	(1)着上陸侵攻からの避難 (略) ①(略) ②(略) ③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	(1) 着上陸侵攻からの避難 (略) ① (略) ② (略) ③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更
21	P19	第2編	第4章	第1節	(2)弾道ミサイル攻撃からの避難	① 着弾前 (略) ア 屋外にいる場合 (ア) (略) <u>(イ) 近くに適当な建物や地下室などがない時には、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。</u> <u>(ウ) 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること。</u>	① 着弾前 (略) ア 屋外にいる場合 (ア) (略)	県の国民保護計画との整合を図るため新たに記述
22	P20	第2編	第4章	第1節	1 モデル避難実施要領の作成	② 着弾後 (略) イ 生物兵器の場合 (ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。	② 着弾後 (略) イ 生物兵器の場合 (ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。	文章の修正

23	P23	第2編	第4章	第2節	2 要配慮者の把握	<p>2 要配慮者の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在宅の要配慮者について 在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。 なお、災害時における高齢者及び障害者等の救助、支援等のための「<u>川口市避難行動要支援者登録制度</u>」を活用するものとする。</p>	<p>2 災害時要援護者の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在宅の災害時要援護者について 在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先の把握に努める。 なお、災害時における高齢者及び障害者等の救助、支援等のための「<u>川口市災害時要援護者登録制度</u>」を活用するものとする。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更、改称があつたため変更
24	P23	第2編	第4章	第3節	1 住民への周知方法、周知内容	<p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1)住民への周知方法</p> <p>①(略)</p> <p>② 市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</p>	<p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1)住民への周知方法</p> <p>①(略)</p> <p>② 地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努める。</p>	県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正
25	P24	第2編	第4章	第3節	1 住民への周知方法、周知内容	<p>(2)要配慮者への周知方法</p> <p>①(略)</p> <p>② 在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、町会・自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p>	<p>(2)災害時要援護者への周知方法</p> <p>①(略)</p> <p>② 在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、町会・自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更
26	P24	第2編	第4章	第3節	1 住民への周知方法、周知内容	<p>(4)情報伝達手段の多重化・多様化の促進 住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。</p>	<p>(4)情報通信機器の活用 住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める。</p>	県の国民保護計画との整合を図るために新たに追記・修正

27	P25 P26	第2編	第4章	第5節	1 避難施設の指定への協力	<p>県が行う避難施設の指定に協力とともに、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加えたときは、県に届け出るものとする。</p> <p>また、避難施設に住民を可能な限り受け入れができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。</p> <p>【避難施設の指定要件】</p> <p>(1)公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</p> <p>(2)爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</p> <p>(3)避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>(4)物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>(5)危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</p> <p>(6)車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</p>	県が行う避難施設の指定に協力とともに、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加えたときは、県に届け出るものとする。	県の国民保護計画との整合を図るため新たに記述
28	P27	第2編	第4章	第6節	1 交通手段選択の基本指針	<p>避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。</p> <p>自家用自動車の使用については、原則禁止、特に、通常交通量が多く渋滞等が発生している地域は禁止とする。ただし、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p>	<p>避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。</p> <p>自家用自動車の使用については、原則禁止、特に、通常交通量が多く渋滞等が発生している地域は禁止とする。ただし、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更

29	P27	第2編	第4章	第6節	2 交通手段の確保方法	(4) 市が保有する車両 市が保有するバス及び福祉用車両など、 (略) なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用する。 (5) 要配慮者への配慮	(4) 市が保有する車両 市が保有するバス及び福祉用車両など、 (略) なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用する。 (5) 災害時要援護者への配慮	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更
30	P28	第2編	第4章	第7節	1 避難候補路の選定の基準	② 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路 ア 第2編第4章第5節に規定する避難施設	② 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路 ア 第2編第4章第7節に規定する避難施設	節の修正
31	P29	第2編	第4章	第11節		武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、 (略) なお、その際には、高齢者や障害者等の要配慮者対策について配慮する。 また、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように、建設業関係団体との間に、武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。	武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、 (略) なお、その際には、高齢者や障害者等の災害時要援護者対策について配慮する。 また、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように、建設業関係団体との間に、武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更
32	P31	第2編	第5章	第1節	2 備蓄品の管理	2 備蓄品の管理 備蓄品の品目及び数量等は、危機管理部防災課が全体を掌握する。 管理場所は、以下のとおりとする。 (1) 指定避難場所 (2) 防災備蓄倉庫		県の国民保護計画との整合を図るため新たに記述
33	P32	第2編	第6章	第1節	2 運送道路の道路啓開	2 運送道路の道路啓開 緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第4章第9節と同様に行う。	2 運送道路の道路啓開 緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第4章第11節と同様に行う。	節の修正

34	P32	第2編	第6章	第2節	1 物資集積地の決定及び受け入れ情報提供場所の選定	<p>このため、市は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高速道路のパーキングエリア又は料金所 ○ 主要な国道の隣接地 ○ 道の駅 	<p>このため、市は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高速道路のパーキングエリア又は料金所 ○ 主要な国道の隣接地 	県の国民保護計画との整合を図るために新たに記述
35	P37	第2編	第7章	第3節	4 埋・火葬対策	<p>4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した時には、(略) このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、次の対策を講じる。</p>	<p>4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した時には、(略) このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じる。</p>	文言修正
36	P40	第2編	第11章			<p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、(略) そのため、これらの関係機関が共同して、国民の保護に関する措置について訓練を行うよう努める。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</p>	<p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、(略) そのため、これらの関係機関が共同して、国民の保護に関する措置について訓練を行うよう努める。</p>	県の国民保護計画との整合を図るために新たに記述
37	P42 P43	第2編	第12章	第2節	自主防災組織との協力関係の構築	<p>【市が実施する支援等】 <ol style="list-style-type: none"> ① ② ③ ④ </p>	<p>【市が実施する支援等】 <ol style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) </p>	その後に続くカッコ、ナンバリングとの整合
38	P48 ～ P52	第3編	第1章	第2節	1 国民保護対策本部等の組織及び担当業務	別紙参照	別紙参照	組織改正に伴う変更

39	P53	第3編	第1章	第3節	2 本部会議の開催場所の決定	2 本部会議の開催場所の決定 本部会議の開催場所は、本部長が指定する。	2 本部会議の開催場所の決定 本部会議の開催場所は、本部長が指定する。 なお、原則として、鳩ヶ谷庁舎3階会議室とする。 但し、設置することが不可能な場合は、本部長が指定する場所に設置するものとする。	削除
40	P63	第3編	第3章	第3節	1 避難の指示受入れ・伝達等	(2) 市長の住民への避難の伝達等 (略) ① 避難実施要領の作成 ア 第1段階の避難指示があった時 (略) イ 第2段階の避難指示があった時 (略) (ク) 要配慮者への対応 ② 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編第4章第3節で定めた内容を、一般住民、要配慮者等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	(2) 市長の住民への避難の伝達等 (略) ① 避難実施要領の作成 ア 第1段階の避難指示があった時 (略) イ 第2段階の避難指示があった時 (略) (ク) 災害時要援護者への対応 ② 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編第4章第3節で定めた内容を、一般住民、災害時要援護者等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更
41	P64	第3編	第3章	第4節		要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第6節の「 <u>1 交通手段選択の基本方針</u> 」に基づき実施する。	要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第4節の「 <u>交通手段選択の基本方針</u> 」に基づき実施する。	節の修正
42	P64	第3編	第3章	第4節	1 運送手段の選択方法	(2) 要配慮者の避難 あらかじめ第2編第4章第6節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。	(2) 災害時要援護者の避難 あらかじめ第2編第4章第4節で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。	節の修正 平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更
43	P64	第3編	第3章	第4節	2 運送事業者への協力要請	市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第6節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。	市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第4節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。	節の修正

44	P65	第3編 第3章	第5節		避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第7節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。	避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第5節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。	節の修正
45	P67	第3編 第4章			救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示299号)」に定めるところによる。	救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号)」に定めるところによる。	災害対策基本法等の改正に伴う変更
46	P67	第3編 第4章			また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。	また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。	災害対策基本法等の改正に伴う変更(国民保護法の救援事務が厚生労働大臣から内閣府(防災担当)へ移管されたため)
47	P67	第3編 第4章		1 収容施設の供与 (1)	(1)避難所の開設 また、必要に応じて第2編第4章第11節で定めた公共住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。	(1)避難所の開設 また、必要に応じて第2編第4章第8節で定めた公共住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。	節の修正
48	P68	第3編 第4章		1 収容施設の供与 (3)	避難所の運営は、第2編第4章第5節であらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に自主防災組織が運営を行う。	避難所の運営は、第2編第4章第7節であらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に自主防災組織が運営を行う。	節の修正

49	P77 P78	第3編	第5章	第2節	5 NBC攻撃による汚染への対処(4)	<p>(4) 対応時の留意事項</p> <p>① 核兵器等</p> <p>核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。</p> <p>ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線</p> <p>イ 爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線</p> <p>ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線</p> <p>このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力するものとする。</p> <p>(ア) 上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。</p> <p>(イ) 市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。</p> <p>(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、市民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。</p> <p>(エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア)から(ウ)に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。</p>		県の国民保護計画との整合を図るため新たに記述
----	------------	-----	-----	-----	---------------------	--	--	------------------------

50	P78 P79	第3編	第5章	第2節	5 NBC攻撃による汚染への対処(4)	<p>(オ)核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</p> <p>② 生物兵器</p> <p>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</p> <p>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。</p> <p>イ 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。</p> <p>③ 化学兵器</p> <p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。</p> <p>また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</p> <p>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、市民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。</p> <p>イ 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。</p>		県の国民保護計画との整合を図るために記述
51	P79	第3編	第5章	第5節	1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理	<p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理</p> <p>市は、その特殊性に配慮しながら「川口市災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施する。</p>	<p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理</p> <p>市は、その特殊性に配慮しながら「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施する。</p>	「川口市災害廃棄物処理計画」を定めているため変更

52	P91			用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● Em-Net(緊急情報ネットワークシステム) <p>総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、国(官邸)と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。</p> 		新たに追記
53	P92			用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 九都県市 <p>首都圏に位置する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、<u>相模原市</u>を総称して九都県市という。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 八都県市 <p>首都圏に位置する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、を総称して九都県市という。</p> 	県の国民保護計画との整合を図るため新たに記述
54	P95			用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害拠点病院 <p>救護所や救急医療機関等で対応できない重症者に対して、今度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害拠点病院 <p>救護所や救急医療機関等で対応できない重症者に対して、今度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。 <u>埼玉県では14病院を位置づけている。</u></p> 	削除
55	P95			用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● J-ALERT(全国瞬時警報システム) <p>地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国(内閣官房・気象庁)から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。</p> 		新たに追記

56	P95			用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省が指定されている。 	県の国民保護計画との整合を図るため新たに記述
57	P95			用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。<u>現在116機関が指定されている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。<u>平成20年10月現在152機関が指定されている。</u> 	県の国民保護計画との整合を図るため新たに記述
58	P95			用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税關、沖縄地区税關、<u>水戸原子力事務所</u>、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所が指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税關、沖縄地区税關、<u>原子力事務所</u>、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所が指定されている。 	県の国民保護計画との整合を図るため新たに記述

59	P95			用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。埼玉県では、現在42事業者を指定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。<u>埼玉県では平成22年12月現在、42事業者を指定している。</u> 	削除
60	P98			用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常通信協議会 非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会であり、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常通信協議会 非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会であり、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。<u>埼玉県には、埼玉地区非常通信協議会が設置されており、総務省関東総合通信局を会長として、国の機関6、県関係2、市町村関係3、民間事業者13の計24機関で構成されている。</u> 	削除

61	P99		用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 武力攻撃事態対処法 法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。(平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称) 武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 武力攻撃事態対処法 法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。 武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。 この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連法が整備された。 	改称があったため、変更
62	P99 P100		用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災活動拠点 災害発生時には、迅速かつ適切な応急対策を実施する必要がある。こうした防災活動を行う拠点を防災活動拠点と言い、県では、防災基地5、県営公園20(計画2)、防災拠点校38、舟運輸送拠点5(河川マリーナ、緊急用船着場)、大規模施設2(埼玉スタジアム2002、さいたまスーパーアリーナ)、防災学習センター、消防学校を位置づけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災活動拠点 災害発生時には、迅速かつ適切な応急対策を実施する必要がある。こうした防災活動を行う拠点を防災活動拠点と言い、県では、防災基地5、県営公園19(計画2)、防災拠点校38、舟運輸送拠点5(河川マリーナ)、大規模施設2(埼玉スタジアム2002、さいたまスーパーアリーナ)、防災学習センター、消防学校を位置づけている。 	県の国民保護計画との整合を図るため変更・記述
63	P100		用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者 	平成25年6月の災害対策基本法の改正に踏まえた用語の変更